

# 業務委託仕様書

- 1 事業名：ひろしまフラワーフェスティバル 2026 出展等業務
- 2 場所：平和大通り周辺
- 3 委託期間：契約締結の日～令和 8 年 5 月 29 日（金）  
（フラワーフェスティバル出展期間：5 月 3 日（日）～5 月 5 日（火・祝））

## 4 業務内容：

### (1) 概要

令和 8 年 5 月 3 日（日）～5 日（火・祝）開催の「2026 ひろしまフラワーフェスティバル」に発注者（広島県）がブース等を出展し、友好提携を結ぶ海外 4 地域（中国四川省、米国ハワイ州、メキシコ グアナファト州、韓国慶尚北道）の PR を行うにあたり、必要となる会場の設営等準備に係る業務、発注者が手配する施設等の利用料、出演者等の謝金・交通費及び指定物品に係る支払い等の業務を行う。

なお謝金については、源泉徴収の実施、税務署への支払、法定調書の作成及び提出も含む。

### 【参考：出展内容（調整中）】

#### ① 「ひろば」へのブース出展

##### ・ 4 地域を紹介

紹介地域	内容案
四川	・ 伝統遊び体験 ・ 切り絵体験
ハワイ	・ 伝統遊び体験 ・ リボンレイ小物作成
グアナファト	・ 伝統遊び体験 ・ パペル・ピカド作り
慶尚北道	・ 伝統遊び体験 ・ 伝統工芸作成

#### ② 「ステージ」でのパフォーマンス（予定）

- ・ 四川省変面パフォーマンス
- ・ マリアッチパフォーマンス（グアナファト州）
- ・ ハワイアン音楽パフォーマンス（フラダンス、ウクレレ）

## (2) 業務内容

### ① 「ひろば」ブース設営・撤去

- ・設営日 4月24日(金)～5月2日(土)、撤去日 5月6日(水)  
※ただし一部看板等は5月2日(土)まで隠すこと
- ・下記②のブースへの設営・撤去を行う。ブースレイアウト(案)は「別紙1」のとおり。  
現時点では、中央通りと平和大通りの交差点(南西部)を予定。
- ・下記②で作成する展示パネルの他、発注者が保管している既存のパネル20点程度・民芸品20点程度もあわせて展示すること。

### ② ブース内設置備品(出演者用控え室を含む)等の手配、展示パネルの作成、設置、運営

- ・備品・手配等一覧は「別紙2」のとおり。
- ・ステージの音響を手配し、音響機材の操作が可能な人員を手配すること。
- ・ひろばについて、雨天時の対策をすること。
- ・備品などを広島県庁から会場に運び入れ、また、終了後は広島県庁に運び入れること。

### ③ 交通手段の確保業務について

受注者は、発注者が指定する出演者の交通手段を確保する。陸路(鉄道、バス)の場合は発注者が指示する金額を上限とする。交通手段については経済的かつ合理的な手段を確保する。手配した切符などについては必要に応じて出演者、講師等へ送付する。

### ④ 謝金・交通費・食費・宿泊費及び指定物品に係る支払い等の業務について

- ア 発注者が手配する施設・交通手段等の利用料、宿泊料、出演者等の謝金・旅費及び指定物品の購入に要する必要経費を発注者に代わって支払うこと。指定物品は、購入の上、ブースへ搬入すること。なお、詳細は「別紙3(支払・購入一覧表)」のとおり。
- イ 受注者は、謝金について別紙3のとおり発注者が指定する金額を出演者等へ支払う。
- ウ 受注者は、交通費について、出演者等が自ら交通手段を手配する場合、別紙3のとおり発注者が指定する金額を出演者等へ支払う。
- エ 受注者は、食費について、発注者が指示する金額を支払う。
- オ 受注者は、指定物品について、別紙のとおり発注者が指定しているとおりの物品を手配し発注者が指定する場所へ搬入すること。

## 5 委託料：精算払い

委託業務完了後、消耗品等の購入状況や交通費実費額等により、委託料の額を精算するものとする。

## 6 実施報告書の提出：業務完了日から10日以内に報告書を提出すること。

## 7 留意事項

### (1) 守秘義務

受注者は、契約の履行にあたり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

### (2) 個人情報保護

発注者から通知する参加者の個人情報の取り扱いについては、別途定める「個人情報取扱特記事項」を順守すること。

## 8 その他

- 受注者は、発注者と十分打合せを行いながら業務を遂行するとともに、調整が必要となった場合には、これを申し出るものとする。
- 業務遂行に必要な資料で、発注者が所有しているものは貸与するものとする。
- ブースの設置について、ひろしまフラワーフェスティバル企画実施本部の「参加募集要項「ひろば」」等で示される注意事項等を順守すること。
- 本契約により著作権が生じる場合は、その権利は発注者に帰属するものとする。
- 本仕様書に記載されていない事項又は委託内容に疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議した上で業務を遂行するものとする。